三　紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
四　苦情処理手続（法第六十条の三十五第二項に規定する苦情処理手続をいう。第八十九条の三十九において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十条の三十五第二項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
五　その他紛争解決等業務に関し必要な事項
（手続実施基本契約の内容）
第八十九条の三十六　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入商工組合中央金庫（法第六十条の三十六第四号に規定する加入商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入商工組合中央金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。
（実質的支配者等）
第八十九条の三十七　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。
一　特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
二　指定紛争解決機関の役員又は役員であった者
三　指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
四　前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
五　指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者
六　指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
七　指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

（新設）

（新設）